

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年6月12日	不動産番号	2113000201117
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	鯖江市御幸町三丁目				[余白]
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
17番1	田	439		[余白]	
[余白]	雑種地	[余白]		②昭和40年6月1日変更 〔昭和43年2月9日〕	
[余白]	宅地	439	66	②③昭和43年5月1日地目変更 〔昭和44年8月15日〕	
610番	宅地	379	44	昭和47年4月5日土地区画整理法による換地 処分 〔昭和47年9月1日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年6月12日	
610番1	[余白]	293	07	①③610番1、610番2に分筆 〔平成12年3月9日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和52年10月3日 第8552号	原因 昭和52年8月10日売買 所有者 鯖江市水落町四丁目3番6号 黒 田 亮 三 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年6月12日
2	所有権移転	平成12年4月17日 第2819号	原因 平成12年4月14日売買 所有者 鯖 江 市

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1 4 7	抵当権設定	昭和63年12月26日 第10515号	原因 昭和63年12月26日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金2,000万円 利息 年6・00% (年365日の日割計算) 損害金 年14・60% (年365日の日割計 算) 債務者 鯖江市水落町四丁目3番6号 黒 田 亮 三 抵当権者 鯖江市横江町二丁目1番7号 鯖 江 信 用 金 庫 (取扱店 神中支店)

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D82779 (1/2) 1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			共同担保 目録(ウ)第4493号 順位2番の登記を移記 共同担保 目録(ウ)第4493/2113号
2 4	抵当権設定	平成4年5月28日 第3825号	原因 平成4年5月28日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,600万円 利息 年7・1% (年365日の日割計算) 損害金 年14・6% (年365日の日割計算) 債務者 鯖江市水落町四丁目3番6号 黒田 亮三 抵当権者 鯖江市横江町二丁目1番7号 鯖江信用金庫 (取扱店 神中支店) 共同担保 目録(ウ)第8255号 順位4番の登記を移記 共同担保 目録(ウ)第8255/2113号
3 4	抵当権設定	平成6年4月18日 第3488号	原因 平成6年4月3日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,640万円 利息 金1,090万円につき年4・30%ただし、平成16年4月3日から年4・50% 、金550万円につき年4・60% (月割計算、月末満の期間は年365日の日割計算) 損害金 年14・5% (年365日の日割計算) 連帯債務者 鯖江市御幸町三丁目6番24号 黒田 和美 鯖江市御幸町三丁目6番24号 黒田 克己 抵当権者 東京都港区北青山一丁目2番3号 住宅金融公庫 (取扱店 鯖江信用金庫) 共同担保 目録(ヌ)第692号 順位7番の登記を移記 共同担保 目録(ヌ)第692/2113号
4	1番、2番、3番順位変更	平成6年4月18日 第3489号	原因 平成6年4月18日合意 第1 3番抵当権 第2 1番抵当権 第3 2番抵当権 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年6月12日
5	2番抵当権抹消	平成10年12月14日 第9335号	原因 平成10年12月1日弁済
6 7	抵当権設定	平成10年12月14日 第9336号	原因 平成10年12月14日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,470万円 利息 年2・5% 損害金 年14・60% (年365日の日割計算)

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D82779 (1/2) 2/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債務者 鯖江市御幸町三丁目6番24号 黒田 克己 抵当権者 鯖江市横江町二丁目1番7号 鯖江信用金庫 (取扱店 神中支店) 共同担保 目録の第8044号 共同担保 目録の第8044/2113号
7	1番、6番順位変更	平成10年12月14日 第9338号	原因 平成10年12月14日変更 第1 6番抵当権 第2 1番抵当権
8	3番抵当権抹消	平成11年1月26日 第513号	原因 平成10年12月11日弁済
9	1番、6番抵当権抹消	平成12年3月3日 第1621号	原因 平成12年3月2日解除



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年6月17日
福井地方法務局武生支局

登記官

若林 敬 洋

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D82779 (1/2)



3/3